

城東台だんじり保存会会則

(名称)

第1条 本会を「城東台連合町内会だんじり保存会」と称する。

(目的)

第2条 伝統あるだんじりを子々孫々に至るまで、現在の形状を保ちつつ継承することを目的とする。

2 だんじりを通じて町内会の発展、活性化とともに地域社会への貢献を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、城東台学区内在住の有志とする。

(退会)

第4条 会員が次の各号に総会で認定された場合は退会したものとする。

- (1)住居を有しなくなった場合または死亡した場合
- (2)諸事情等による申出
- (3)会の品格・品位等を害し、また会の信頼を損ねた場合
- (4)その他これに準ずる行為があった場合

(事業)

第5条 第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1)だんじりの運営及び保守修理
- (2)他の地域との交流
- (3)その他目的達成に必要な事項。

(所在)

第6条 本会の事務局を城東台西集会所に置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くこととする。

会長 1名、 副会長 2名、 事務局長 1名、 会計 1名、 会計監査 2名

(役員を選出)

第8条 本会の会長、副会長、会計監査は、総会に於いて会員の中から選出し、その他の役員は互選による。

(役員任期)

第9条 役員任期を2年とし、再選を妨げない。

(役員任務)

第10条

- (1)会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時は、会長の任務を代行する。

- (3)事務局長は、事務全般を担当する。
- (4)会計は、会運営に関わる金銭管理及び会計報告を行う。
- (5)会計監査は、会計を監査する。

(総会)

第11条 本会の総会は、会長の招集により年1回開催するものとする。但し、特に必要と認められた時は臨時総会を開催する事が出来る。総会は過半数をもって成立する。

(役員会)

第12条 会長、副会長、事務局長、会計をもって構成し、会長の権限により必要に応じ会計監査を招集し随時開催する。

(活動費等)

第13条 次の費用を充当する。

- (1)連合町内会からの拠出金。
- (2)寄付金その他の収入。

(事業年度・会計年度)

第14条 本会の事業年度・会計年度は共に1月1日より12月31日とする。

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、総会に於いて出席会員の過半数以上の同意を必要とする。

(会則の施行)

第16条 本会則は、平成10年4月5日より施行する。

以上

附 則

平成10年4月5日制定
平成12年4月9日改訂
平成14年1月13日改訂
平成16年1月24日改訂
平成18年1月29日改訂
平成20年1月27日訂正
平成21年2月1日改訂
平成24年2月12日改訂
平成28年2月14日改訂
平成30年2月18日改訂
令和2年2月16日改訂

だんじり保存会会則改定歴

*平成12年4月9日改訂

「挿入」第13条(活動費等)1項、だんじり保存会会員の会費は1人年額、2,000円とする。

*平成14年1月13日改訂

第1条(名称)本会を「城東台連合町内会だんじり保存会」と称する。

第6条(役員)本会に次の役員を置くこととする。

副会長3名(内女性1名)、幹事3名(東、西、南、各1名)

第13条(活動費等)1項を全文削除

第14条(会計年度)本会の会計年度は3月1日より2月末日とする。

*平成16年1月24日改訂

第8条(役員の任期)役員の任期を2年とし、再選を妨げない。但し、会長は3期を限度とする。

第14条(会計年度)本会の会計年度は1月1日より12月31日とする。

*平成18年1月29日改訂

第14条(事業年度・会計年度) 本会の事業年度・会計年度は共に1月1日より12月31日とする。

*平成20年1月27日訂正 誤字を訂正

第6条 幹事の括弧内の部分

*平成20年1月27日訂正

第6条(役員) 「(うち女性1名)」を削除

第8条(役員の任務) 「但し、会長は3期を限度とする」を削除

*平成24年2月12日改訂

第4条(退会) 挿入

会員が次の各号に総会で認定された場合は退会したものとする。

1. 住居を有しなくなった場合または死亡した場合
2. 諸事情等による申出
3. 会の品格・品位等を害し、また会の信頼を損ねた場合
4. その他これに準ずる行為があった場合

第4条～16条 以下 順次各号を繰り下げ

*平成28年2月14日改訂

第7条 挿入 事務担当 1名

第11条 削除 (注)海原元顧問が「顧問」を連発して横暴したことが発端

第13条 4字削除 「及び顧問」を削除

*平成30年2月18日改訂

第7条(役員) 事務担当 1名→ 事務局 局長 1名、

会計監査 1名→ 会計監査 2名

第10条(役員の任務) 幹事は、会務を担当する。→ 事務局は、事務全般を担当する

第14条(役員会) 会長、副会長、幹事をもって構成し、・・・会計、会計監査を招集し・・・
→ 会長、副会長、会計、事務局長をもって構成・・・会計監査を招集し

*令和2年2月16日改訂

第3条(会員) 本会の会員は、城東台町内会住人の有志とする。

→ 本会の会員は、城東台学区内在住の有志とする。

第7条(役員) 副会長 3名

→ 副会長 2名